(五)　委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、(一)にかかわらず、(一)に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができることとした。(第七条第五項関係)

(六)　(五)の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならないものとすることとした。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならないこととした。(第七条第六項関係)

(七)　次のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができないこととした。(第七条第七項関係)

(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　禁錮以上の刑に処せられた者

(3)　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

(4)　(3)に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

8　委員長及び委員の任期

(一)　委員長及び委員の任期は、五年とすることとした。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。(第八条第一項関係)

(二)　委員長及び委員は、再任されることができることとした。(第八条第二項関係)

(三)　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うこととした。(第八条第三項関係)

9　委員長及び委員の罷免

(一)　内閣総理大臣は、委員長又は委員が7の(七)のいずれかに該当するに至ったときは、これらを罷免しなければならないこととした。(第九条第一項関係)

(二)　内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、あらかじめ原子力規制委員会の意見を聴いた上、両議院の同意を得て、これらを罷免することができることとした。(第九条第二項関係)

10　会議

(一)　原子力規制委員会は、委員長が招集することとした。(第一〇条第一項関係)

(二)　原子力規制委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。(第一〇条第二項関係)

(三)　原子力規制委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとした。(第一〇条第三項関係)

(四)　(二)及び(三)にかかわらず、次に掲げる場合において、委員長において特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、次に掲げる事項に関し、委員会を臨時に代理することができることとした。(第一〇条第四項関係)

(1)　原子力災害対策特別措置法第一五条第一項各号に該当する場合　同項の規定による原子力緊急事態の発生の認定、内閣総理大臣への報告並びに同条第二項の規定による公示及び同条第三項の規定による指示の案の提出

(2)　原子力災害対策特別措置法第一五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間にある場合　同法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策に関すること。

(3)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下(四)において「国民保護法」という。）第一〇五条第一項前段の規定による通報を受けた場合　同条第二項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知

(4)　国民保護法第一〇五条第一項に規定する事実がある場合　同条第四項の規定による当該事実の発生の認定

(5)　国民保護法第一〇五条第三項の規定による通報を受けた場合　同条第四項の規定により準用する同条第二項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知並びに同条第四項後段の規定による所在都道府県知事等への通知

(6)　武力攻撃事態等に至った場合　国民保護法第一〇六条の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(五)　委員長は、(四)により、臨時に代理したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨及び代理した事項を次の会議において報告しなければならないこととした。(第一〇条第五項関係)

(六)　委員長に事故があり、又は委員長が欠けた場合の(二)、(四)及び(五)の適用については、6の(三)により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなすこととした。(第一〇条第六項関係)

11　委員長及び委員の服務等

(一)　委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとすることとした。その職務を退いた後も、同様とすることとした。(第一一条第一項関係)

(二)　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこととした。(第一一条第二項関係)

(三)　委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないこととした。(第一一条第三項関係)

(四)　原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の委員長及び委員が遵守すべき内部規範を定め、これを公表しなければならないこととした。これを変更したときも、同様とすることとした。(第一一条第四項関係)

(五)　原子力規制委員会は、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処することができるよう、様々な事態を想定した上で、会議の開催及び議決の方法その他委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定め、これを適正に運用しなければならないこととした。(第一一条第五項関係)

12　委員長及び委員の給与

委員長及び委員の給与は、別に法律で定めることとした。(第一二条関係)

13　審議会等

(一)　原子力規制委員会に、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会を置くこととした。(第一三条第一項関係)

(二)　(一)に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会及び独立行政法人評価委員会とすることとした。(第一三条第二項関係)

14　緊急事態応急対策委員

原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子力災害対策特別措置法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策委員を置くこととした。(第一二条関係)

15　原子力事故調査

(一)　原子力規制委員会は、4の(一)の(8)に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、原子力事業者、原子力事故により発生した被害の拡大の防止のための措置を講じた者その他の原子力事故の関係者から報告を徴することとすることその他の必要な処分をすることができることとした。(第一三条第一項関係)

(二)　原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は原子力規制庁の職員に(一)の処分をさせることができることとした。(第一三条第二項関係)

16　国会に対する報告

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととした。(第一四条関係)

17　情報の公開

原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならないこととした。(第一五条関係)